

第1章

計画策定の背景と動向

1 社会福祉協議会とは

● 社会福祉協議会（社協）とは？

社会福祉法に規定された、「**地域福祉の推進を目的**」とし、営利を目的としない、**自主性と公共性**を兼ね備えた民間団体です。

● 基本的性格

- ・「自主性」…地域住民や福祉関係者などの参加・協力を得て組織・活動を行う
- ・「公共性」…広く住民や社会福祉関係者に支えられた活動を行う

● 社協の構成

- ・その区域内における社会福祉を目的とする事業の経営者及び活動を行う者
- ・社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数が参加する
- ・市町村社会福祉協議会の過半数が参加する（都道府県社協のみ規定）

区域内の事業者の過半数を要件とすることで、同じ区域内に2カ所以上の設置を防ぎ、唯一市区町村内もしくは都道府県内で意見や参加を推進するための公共的な役割を担っています。

● 市町村社会福祉協議会

地域に一番近い立場で、地域の皆さんが住み慣れた場所で安心して暮らすことができるように、多様な地域福祉活動やサービスを実施する団体。
(社会福祉法第109条)

● 都道府県社会福祉協議会

広域的な立場から地域福祉活動を支援。市町村社協や福祉関係者、地域住民などの連絡調整、指導助言、福祉関係者への経営指導や研修、情報収集・提供などはもちろん、広域的に実施することが効果的とされる各種事業を行うことで地域福祉の推進を目指す団体。
(社会福祉法第110条)

● 役割と機能

市町村社協や福祉関係者、地域住民の参加・協力を得て、各市町村を通ずる広域的な役割・機能を果たすことが求められています。

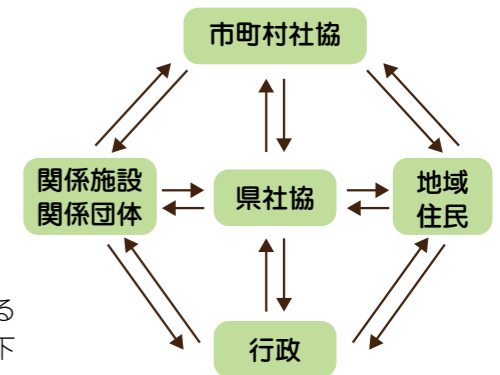
- ①社会福祉事業・活動の連絡調整・支援
- ②住民の福祉活動への参加促進
- ③福祉人材の確保・養成
- ④福祉サービスの質の向上、利用援助・権利擁護
- ⑤福祉サービスの企画・実施
- ⑥情報収集、提供、広報、調査・研究、政策提言、ソーシャルアクション

また、広域的に公共性、自主性そして公益性が認められる組織として、利用者の保護や情報提供について、特に以下の事業についても県社協で担うこととされてきました。

- ・日常生活自立支援事業
- ・第三者評価事業
- ・苦情解決事業

さらに、社会福祉法において下記のように規定されているため、市町村社協や関係施設・団体との協働・支援が求められています。

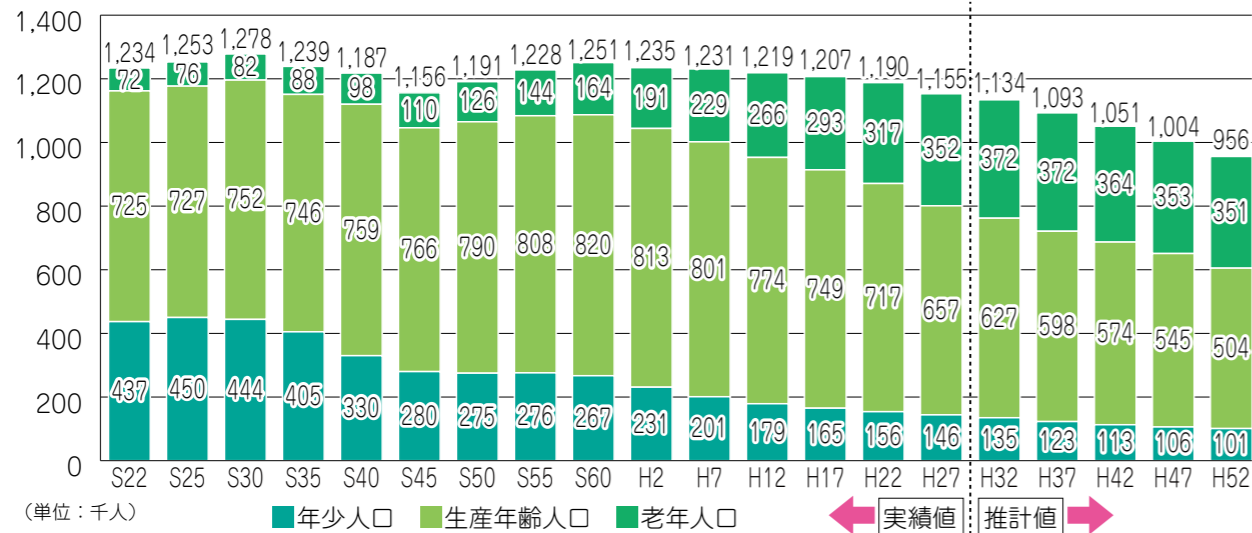
- ・市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- ・社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- ・社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言



2 地域福祉を取り巻く状況

(1) 少子高齢化の進行と人口減少

大分県の人口は昭和60年以降、年々減少し、少子高齢化が進行しています。平成26年5月に日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計が発表され、全国896自治体が「消滅可能性都市」とされました。本県においても、8市2町1村が「消滅可能性都市*」とされ、本県の6割の自治体が消滅するとされています。



(図表1：大分県の人口推移及び推計／国勢調査結果等)

また、本県の認知症高齢者数は、2013年で55千人と推計されており、65歳以上人口に占める割合は16.4%となっています。認知症高齢者は、今後も増加する見込みで、2025年には73千人、65歳以上人口に占める割合は19.6%と、高齢者の5人に1人が認知症高齢者になると推計されています。今後は、認知症等により判断能力の低下・喪失をきたす人のさらなる増加が見込まれ、成年後見制度*等の個人の権利を護るためのシステムづくりが急務となっています。

(単位：千人、%)

区分	平成22年 (2010)	平成25年 (2013)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)
大分県					
65歳以上人口	319	335	354	372	372
認知症高齢者数	51	55	60	67	73
認知症高齢者割合	16.0	16.4	16.9	18.0	19.6

(図表2：認知症高齢者の推移／おおいた高齢者いきいきプラン・大分県福祉保健部高齢者福祉課)

(2) 頻発する自然災害

平成28年4月の熊本・大分地震、平成29年7月の九州北部豪雨災害及び9月の台風18号による豪雨災害は、県内の広い範囲で大きな被害をもたらしました。頻発する自然災害に対し、各地域における防災・減災の取り組みの強化とともに、災害時に配慮を要する方々への支援体制の確立が急務となっています。

	人的被害 (死者)	住家建物被害 (全壊)	住家床上浸水	住家床下浸水
九州北部豪雨災害	7人 (3人)	1,315棟 (48棟)	150棟	843棟
台風18号被害	6人 (1人)	3,308棟 (3棟)	1,072棟	1,888棟

(図表3：平成29年7月九州北部豪雨災害及び台風18号に関する県内被害状況まとめ)

(3) 貧困の連鎖

我が国では子どもの7人に1人が相対的貧困*状態にあり、子どもたちを養育する世帯のうち、ひとり親世帯とりわけ母子世帯は2世帯に1世帯が相対的貧困の中での生活を余儀なくされているといわれており、子どもやひとり親世帯の貧困が大きな社会問題となっています。

本県においても生活保護世帯の子ども(19歳以下の者)の数は、平成24年以降減少しているものの、平成26年で、1,915人となっており、被保護人員全体に占める割合は、9.5%となっています。

(4) 福祉・介護人材の不足

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、介護職員が全国で約38万人不足するという推計が発表されています。大分県の充足率は、94.8%と全国平均の85.1%を大きく上回ってはいますが、それでも1,200人以上の介護人材が不足する見込みとなっています。

福祉・介護人材の確保はもとより、介護従事者の負担軽減のための介護ロボットの導入など、福祉・介護人材の拡充・定着に向けた取り組みも求められています。

(5) 孤立・無縁社会の進展

我が国では、旧来から親族や地域社会、職場(会社)などで比較的濃密な人間関係が形成され、こうした関係は、いわゆる血縁、地縁、社縁などの、相互扶助のシステムとして一定の役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、家族形態の変化(核家族化)や非婚化、長寿化などによる単身世帯の増加や雇用形態、ライフスタイルの変化などにより、こうした「縁」が急速に失われ、社会の中で孤立する人が増え、「無縁社会」と呼ばれています。家族や地域などに期待されてきた支え合いの機能が失われつつある中、新たな絆をどのように育んでいくかが課題とされています。

*消滅可能性都市

少子化や人口流出に歯止めがかからず、存続できなくなるおそれがある自治体。

*成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

*相対的貧困(率)

OECDでは、「投下可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)が、全人口の中央値の半分未満の世帯員(の割合)」としている。

3 市町村社会福祉協議会の取り組み状況

市町村社協は、各市町村において地域福祉推進の中核的な役割を担う団体とされています。近年の主な取り組みとして、以下の取り組みがあげられます。

● 生活困窮者自立支援事業の実施

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行となりました。生活に困窮している人には、健康、障がい、仕事、家族関係など多様な複合的な課題があり、背景には、複雑な課題を抱えた家族が存在している場合もあります。この制度は、様々な事情で生活に何らかの困りごとを抱えた方々、暮らしづらさを抱える方々を支援し、安心して生活できるよう寄り添いながら支援するとともに、地域でのつながりや働く場の創出など、地域そのものの活性化を進めることをねらいとしています。



本県では、18市町村のうち15市町村で社協が同制度に基づく支援体制を受託し（平成30年1月現在）、関係機関との連携や他法他施策による生活困窮者の自立支援のための相談援助等に関わってきました。しかし、本人が複合的な課題を抱えている場合や、その家族にも複数の課題がある場合など、すべての相談が適切に自立に結びついていない側面もあり、「当該相談者に適切な地域資源がない」（連携先の不足）等による支援の行き詰まり（硬直化）も見られ、困窮状態の長期化が懸念されるケースも確認されました。今後は、福祉・医療・保健分野にとどまらず、地域住民やNPO、企業や農林水産業等様々な分野の関係者に制度の理解を求め、協働しながら丁寧に迅速な課題解決を進めていくことが求められます。

● 法人後見事業の推進

判断能力が不十分な方の権利を擁護するために、社協では「日常生活自立支援事業」とおして支援を行っていますが、判断能力がなくなった方については本事業での支援の対象外となるため、「成年後見制度」を利用して本人の権利を擁護します。しかし、近年では様々な事情から親族からの支援が十分に受けられない事例が増加しており、多様化する後見ニーズに対し、第三者後見を受任している弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人の対応には限界が生じています。そのような状況で、親族や専門職から個人後見の引き受け手のいない人の権利を擁護するため、法人や市民が後見の受け皿となることが期待されています。本県においては、平成24年から大分市社協で「やすらぎ生活支援事業（任意後見事業）」を開始し、平成26年には、中津市社協、臼杵市社協で法人後見事業を開始しました。さらには大分市、中津市、臼杵市、竹田市において市民後見人養成講座等が実施され、県内各地で権利擁護体制が整備されています。

● 災害ボランティアセンターの設置・運営

平成28年4月の熊本地震、平成29年7月には九州北部豪雨災害、そして平成29年9月に台風18号による県南3市の水害など、近年多くの自然災害に見舞われています。このような災害が発生した際に、被災した住民や地域が、一日も早く元の生活を取り戻すことができるように、各市町村社協において災害ボランティアセンターを設置・運営するための「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成と定着を図ってきました。



また、「災害時相互応援協定」を締結し、県内で災害が起こった際には、オール大分で相互に助け合う仕組みが確立しています。



実際に上記の災害が起こった際には、被災地社協において災害ボランティアセンターを設置し、さらに協定に基づいて県内市町村社協から職員を随時派遣し、効率的な運営を行うことができました。今後は、大規模災害に備えた取り組みにさらに力を入れ、地域の防災意識の向上や、災害時の対応能力の向上を図っていくことが求められています。

発災日	平成28年熊本地震		九州北部豪雨	台風18号による水害		
	平成28年4月14日・16日		平成29年7月5日	平成29年9月17日		
設置主体	由布市社会福祉協議会	南阿蘇村社会福祉協議会	日田市社会福祉協議会	佐伯市社会福祉協議会	臼杵市社会福祉協議会	津久見市社会福祉協議会
開所日（開始日）	4月20日	4月20日	7月8日	9月18日	9月18日	9月19日
閉所日（終了日）	4月26日	6月30日 7月1日からは「南阿蘇村生活復興支援ボランティアセンター」	8月27日 8月28日からは「ひちくボランティアセンター」	10月13日	10月10日	11月19日
対応ニーズ件数（件）	46	674	497	215	72	705
ボランティア数（延べ/人）	215	8,390	9,340	1,861	589	7,263
センター運営支援職員派遣（延べ/人）	—	508	291	41	30	486
備考		※南阿蘇支援ボランティア竹田ベースキャンプ（竹田市社会福祉協議会）5月1日～7月31日 派遣ボランティア数延べ1,991人				※災害ボランティアバス「がんばろう津久見号」（大分県社会福祉協議会）9日間（バス12台） 輸送ボランティア数延べ381人

県内市町村社会福祉協議会の取り組み状況

(1) 地域福祉活動計画の策定状況

・策定済み	17社協	(94.4%)
-------	------	---------

(2) 小地域福祉活動の推進状況

・地区（校区）社協の設置	13社協	189カ所 (72.2%)
・地区福祉懇談会の開催	5社協	67回／年 (27.8%)
・福祉委員の設置	10社協	3,894人 (55.5%)

(3) ふれあいいいききサロンの実施状況

・高齢者	17社協	1,804カ所 (94.4%)
・子育て	10社協	80カ所 (55.5%)
・障がい者	1社協	1カ所 (5.5%)
・その他	2社協	68カ所 (11.1%)

(4) 相談事業の実施状況

・地域包括支援センター	11社協	17カ所 (61.1%)
・心配事相談	9社協	19カ所 (50.0%)
・法律相談	10社協	13カ所 (55.5%)
・総合相談	10社協	21カ所 (55.5%)

(5) 情報活動の実施状況

・機関誌の発行	17社協	(94.4%)
・ボランティア情報誌の発行	7社協	(38.9%)
・ホームページの設置	17社協	(94.4%)

(6) ボランティア登録状況

ボランティア登録制の実施	18社協
（内訳）個人ボランティア登録者数	1,393名
団体ボランティア登録数	953団体
団体ボランティアの登録人数	28,685名

(7) 福祉教育の実施状況

・市町村社協指定のボランティア協力校	12社協	135校
--------------------	------	------

(8) その他事業の実施状況

・災害ボランティアセンター運営マニュアル作成	17社協	(94.4%)
・生活困窮者自立支援事業実施	15社協	(83.3%)
・法人後見事業の実施	3社協	(16.6%)